

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月11日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	群馬県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00006059.html">http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00006059.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等の生徒等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額を支給する事務(以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第二の項 高等学校等の生徒等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額を支給する事務(以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	群馬県公立高等学校等学び直し支援金交付要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受け取ることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 学び直し支援金は、授業料等に対して支援することにより、高等学校等へ再入学する者に対する経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		群馬県公立高等学校等学び直し支援金交付要綱